

令和 5 年 12 月 4 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 佐野 勇

### 一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)
【1】 気候変動における水稻への影響について
答弁を求める者 市長
<p>1 気候変動の影響は、生産活動だけでなく、私たちの生活の身近なところで様々な問題があります。〇〇年に一度という極端な気象現象を毎年のように実感するようになりました。台風・大雨・暖冬・極地豪雨や豪雪に加えヒートアイランド現象による極端な高温気象が農作物に大きな影響を及ぼすことがあります。特に、令和 5 年度新潟県内の水稻被害は、「白未熟粒」発生による大きな等級落ちがあり、農家の生産意欲を大きく落胆させ、「昨年は 1 等米だったが今年はほとんど 3 等米だった、がっかりした」との声が多く聞かれました。</p> <p>8 月の出穂後の気温が 35 度以上の日が長く続いたことや、雨も少なかったことにより被害が拡大し、毎日の水管理には大変な苦勞があったに違いありません。</p> <p>見附市へも、農業委員会からの意見書や議会からの要望書が提出され、具体的な支援策の回答を頂きました。心から感謝いたします。</p> <p>県や国では「白未熟粒」の発生原因や高温による水稻作付への影響を究明し、より高温気象に強い品種改良等急ピッチで進めていると思いますが、即効性のある対応策が必要と考えることからいくつか質問します。</p> <p>(1) 新潟県は 23 年産の品質低下を受けて、研究会を設置しました。10 月末の初会合では、専門家から来年以降も夏の高温傾向が続く可能性があるとの見方が示されました。しかし、米の高温障害を回</p>

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウエ

No. 1



避する決定打はないとのことでした。以下見附市の対応策をお伺いします。

ア 高温気象に強い品種の改良には、長い時間がかかるとのことですが、新潟県には「新之助」という比較的高温に強いブランド米があります、しかし作付するには、耕作面積が4ヘクタール以上という制約があることから、だれでも無制限につくることができません。仮に制約を緩和できれば大きな成果が期待されます。県農林水産部、JAなどへの働きかけが必要と思いますが、見附市のご見解を伺います。

イ 「もち組合」という生産組織があり市内で「もち米」を生産する農家は少なくないとのことですが、農家の規模や生産キャパ、「うるち米」との作付バランス、販路等いくつかの課題もあると思いますが、1等米比率が高い事から、「うるち米」から「もち米」への転換を拡大できないでしょうか。

ウ 「深耕栽培」は、田んぼを深く耕し根張を促進する栽培方法で高温対策になるのではないかとされています。しかし、従来のロータリーより深く耕すには別の農器具を取り付ける必要があります、新たな設備投資が不可欠です。「スタブルカルチ」や「取水ポンプ」等高温対策に特化した補助金枠が必要と思いますが、見解をお伺いします。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 大江用水路県営かんがい排水事業について

答弁を求める者 市長

1 大江用水路の歴史は古く、刈谷田川左岸側に広がる約430ヘクタールの水田に用水を提供する目的で江戸時代から開削がはじまりましたが、江戸時代中期も天候不順で不作がつづき、昭和28年になると、さらに刈谷田川上流の鴉ヶ島から取水する工事が始まり、延長約12キロメートルの用水路が整備され昭和45年にかけて現在の水路に改修しました。しかし、度重なる災害に見舞われたことや、完成後50年以上が経過し老朽化したことから大江用水路県営整備事業について以下質問します。

(1) 大江用水路県営かんがい排水事業は「土地改良施設豪雨対策事業」と「かんがい排水事業」があり、下流部地区の計画が令和元年にスタートしましたが、それぞれの進捗状況と完成予定を伺います。

(2) 明晶町地内の余水路及び排水樋門が設置されるほか、下流地区の2か所の既設樋門の修繕と進捗にあわせ、管理体制をお伺いします。

(3) 下流地区の用水路には市道橋や、必要に応じて設置した大小さまざまな橋が60か所余りあります。工事の進捗に伴い架け替えの必要のある橋があると思いますが、県と見附市それぞれの計画を伺います。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- (4) 完成後に対応できる降雨量について、「7. 13 水害級の豪雨」に対応できるものか、ご見解を伺います。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【3】 ウェルネスタウン販売促進にむけて区切りを

答弁を求める者 市長

1 「10年一昔」という言葉はだれも知っている四字熟語ですが、世の中の移り変わりは激しいというたとえでよく使われる言葉です。

10年という年月を区切りとして、それ以前は昔のように思われるということや、わずか10年という期間でも、振り返れば遠い昔のように思われるといった意味もあります。

しかし、あまりにも時間に追われ、だれもが心に余裕がなくなり、一日一日を必死に過ごすことが現代社会を生きる術と考えることが当たり前のように感じる昨今のようなようです。

ウェルネスタウンの販売開始から6年余りがたち、市民の関心が薄れ「昔のこと」とならないように販売促進を加速させ、「一定の区切り」をつける必要があることから以下質問をいたします。

- (1) 3大都市圏への人口集中が進んでいる反面、地方圏においては人口減少が著しく、深刻な状況になっているため、総務省が地方圏への人の流れを創出するため、「地域活性化起業人制度」を積極的に推進し支援を行っています、この制度を活用するにあたり、「経緯と期待」に対して市長のお考えをお伺いします。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

- (2) 既に事業化している「SV事業」との違いをお伺いします。
- (3) 「地域活性化起業人」の活用はウエルネスタウンの販売促進に特化したものですか。
- (4) 見附市に移住を考えている人があっても、ウエルネスタウンの土地販売価格がネックになっていないか、あるいは他の理由があったらお聞かせください。
- (5) 市民の声がウエルネスタウン販売促進にどのように関わるのか、議会の「役割と責任」も大切と思いますが、多数の市民から「土地販売価格が高すぎる」との意見をよく耳にします。価格を下げる手法は大きな特効薬になると思いますが、実行できない理由や課題をお伺いします。
- (6) 既に住んでいる方たちとの懇談会を開き、販売促進に向けたいくつかの提案をすることや、情報を引き出すことも大切と思いますが如何でしょうか。

以上よろしくお願いたします。